

種目別クラブ活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、所沢市総合型地域スポーツクラブ規約（以下「規約」という）第4条3項に基づき、種目別クラブ活動の開始・終了に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動開始)

第2条 新たに種目別クラブ活動を開始する場合は、代表者により次の書類を事務局へ提出し運営委員会の承認を受けなければならない。ただし既存の種目とは重ならない種目とし、活動開始時の構成員は5名以上とする。

(1) 種目登録申請書

(2) 種目の規則

(3) 構成員名簿（役職名・氏名）

役職：代表者、運営委員（複数名可）、会計、広報、指導者（複数名可）

注）運営委員の一人は代表者が望ましい

(4) 活動計画

(5) 活動場所

(6) 予算書

(7) その他クラブが必要とするもの

2 構成員はクラブ会員でなければならない。

(活動終了)

第3条 種目別クラブ活動を終了する場合は、代表者が種目活動終了届を事務局へ提出した上で運営委員会にて報告する。

2 活動を終了する場合は、当該種目構成員の2/3以上の賛同を得なければならない。

(報告及び届出義務)

第4条 種目別クラブ活動を開始して以降は、毎事業年度終了後、提出期限内に次の書類を添えて事業の状況を事務局へ報告しなければならない。

ただし、(7)については活動月の翌月10日までに、(8)については遅滞なく報告しなければならない。

(1) 活動報告

(2) 予算案

(3) 活動計画

(4) 役割分担表

(5) 代議員名簿

(6) クラブ表彰者推薦書

(7) 月間活動状況

(8) 会計処理

(9) その他クラブが必要とするもの

2 事業年度途中で報告内容に変更があった場合は、速やかに事務局へ届け出る。

(その他)

第5条 規約及び本規程に反した場合は、運営委員会の決議を経て、種目別クラブ活動を終了させることができる。

第6条 本規程に関する定められていない必要な事項は、運営委員会で定める。

第7条 本規程施行後は、第2条2項及び第3条から第6条については既存の種目にも適用する。

附 則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。

2. 2024年3月18日改正